日医発第 1198 号(情シ)(保険) 令 和 6 年 1 0 月 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事 長島 公之 (公印省略)

顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について(医療情報等の提供の 包括同意・限度額情報の提供確認画面のスキップ)(周知) および 訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について(周知)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。 オンライン資格確認に関して、2 件の周知依頼が参りましたので、お知らせい たします。

- ■顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について 顔認証付きカードリーダー画面の改善として、下記の変更が加わります(10月7日より既に変更されています)。
 - ・過去の医療情報等の提供に係る同意を一括で行うことができる画面の追加
 - ・高額療養費の「限度額情報の提供確認画面」が非表示となり同意不要に変更 画面変更の内容につきましては、別添文書をご確認ください。
- ■訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について
 - ・訪問診療等を行う場合の資格確認について、現行の居宅同意取得型の Web サービス (マイナ在宅受付 Web) に加えて、アプリ (マイナ資格確認アプリ) が利用可能となりました。
 - ・アプリ(マイナ資格確認アプリ)では、本人確認の方法として、従来の暗証 番号の入力に加え、マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔を医療関係者 が目視確認する方法も選択できます。
 - ・居宅同意取得型で利用しているスマホ等に本アプリを設定することで、利用することが可能です。

本件の資料につきましては、医療機関等向け総合ポータルサイト「オンライン資格確認(資格確認限定型) (マイナ資格確認アプリ)のドキュメント一覧」から「マイナ資格確認アプリのセットアップや利用に係る手順書」の各項目の資料をご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-

now.com/csm?sys_kb_id=a4bb0ce0c38dd614238e9051150131ab&id=kb_article_view&sysparm_rank=2&sysparm_tsqueryId=b5e75a5e4781da94d94eb
179116d4358

○【お知らせ】訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について https://iryohokenjyoho.service-

now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011664

○マイナ資格確認アプリ利用開始申請手順書

https://iryohokenjyoho.service-

now.com/sys_attachment.do?sys_id=f8bb4ce0c38dd614238e9051150131ea

○「医療機関等向け_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」 Android 版

https://iryohokenjyoho.service-

now.com/sys_attachment.do?sys_id=3113df96474912d4450493c4116d43b0 iOS 版

https://iryohokenjyoho.service-

now.com/sys_attachment.do?sys_id=b513df96474912d4450493c4116d43b4 Windows 版

https://iryohokenjyoho.service-

now.com/sys attachment.do?sys id=0e13df96474912d4450493c4116d43b8

○「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」

https://iryohokenjyoho.service-

now.com/sys attachment.do?sys id=6a1353d6474912d4450493c4116d432f

○「操作マニュアル(管理者編)」

https://iryohokenjyoho.service-

now.com/sys attachment.do?sys id=62f29f56474912d4450493c4116d4354

○「オンライン資格確認クイックガイド」

https://iryohokenjyoho.service-

now.com/sys attachment.do?sys id=521353d6474912d4450493c4116d432c

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、 貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜ります ようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・事務連絡: 顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について (医療情報等の提供の包括同意・限度額情報の提供確認画面のスキップ)(周知)
- ・【別添】顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善
- ・事務連絡:訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について(周知)

事 務 連 絡 令和6年10月7日

公益社団法人 日本医師会 公益社団法人 日本歯科医師会 御中 公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について (医療情報等の提供の包括同意・限度額情報の提供確認画面のスキップ)(周知)

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。 本年10月7日より、以下の内容について、顔認証付きカードリーダーの画面変 更を行います。

これ以降、顔認証付きカードリーダーの画面において、過去の医療情報等の提供に係る同意を一括で行うことができる画面が新たに追加され、一括での同意を選択した場合には、後続の手術、診療・お薬、健診の情報提供に係る個別同意画面が省略されます。また、高額療養費の「限度額情報の提供確認画面」を表示しない(提供に係る同意を不要として省略する)仕様に変更します。

今般の同意画面の改善について、貴団体におかれましても、関係者に対し周知 いただきますようお願い申し上げます。

<主な改善内容>

- ・ 医療情報等(手術、診療・薬剤、健診)の提供の包括同意(画面追加)
- ・ 限度額情報の提供確認画面のスキップ

別添資料 顔認認証付きカードリーダーの同意画面の改善

以上

顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善

第183回社会保障審議会 医療保険部会 資料1

限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略と、医療情報等の包括同意について、本年10月7日よりリリース開始。

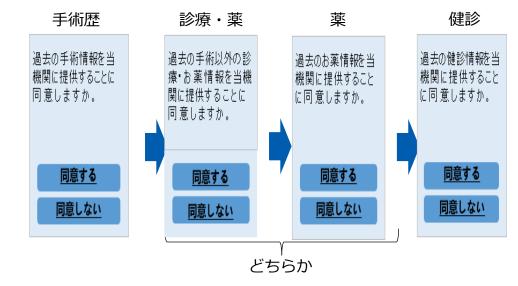
1. 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略

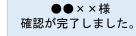
●●××様 確認が完了しました。 終了する場合は、マイナ ンバーカードを取り出し てください。

高額療養費制度を利用する方はこちら

現行

2. 薬剤情報等の提供同意の包括同意





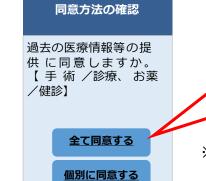
終了する場合は、マイナ ンバーカードを取り出し てください。

表示を省略し、同意不要に

提供する

提供しない

見直し後



3画面分の同意を この1画面で まとめて取得可能に

※個別同意時には現行の画面遷移

顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善

第175回社会保障審議会 医療保険部会 資料 1

1. 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略

- 顔認証付きカードリーダーの画面において、高額療養費の限度額適用認定証情報に係る同意を取得している運用について、医療現場より、
 - ・ 資格確認完了後、同意画面を見逃してマイナ保険証を取り出してしまう
 - ・ 緊急搬送で手術を行うなど、高額療養費が適用される場面では、必ずしも患者からの同意ができないことが想定される等の改善要望があった。
- 高額療養費の限度額適用認定証情報は、
 - ①薬剤情報等と異なり要配慮個人情報ではないこと
 - ②保険給付に係る費用の請求に必要な情報であり、電子資格確認としてその提供が法定されていることを踏まえ、**顔認証付きカードリーダーにおける限度額情報の同意画面を省略**することとしてはどうか。
- ※ マイナ在宅受付web、マイナ資格確認アプリ(居宅同意取得型用)も同様に対応。
- ※ 紙の保険証で受診した場合、医療機関等の受付で口頭にて同意を取得した上で限度額情報の提供を可能としているところ、当該取扱いは継続する。 また、特定疾病療養受療証の情報については、引き続き、マイナ保険証で資格確認を行った場合のみ提供可能とする。

2. 薬剤情報等の提供同意の事前登録・包括同意 (健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおける議論の報告)

- 薬剤情報等の提供同意について、**患者がマイナポータルで事前に設定した同意内容や当該医療機関を前回受診した際の同意** 内容をもとに、医療機関・薬局単位で、顔認証付きカードリーダー画面での包括的な同意設定を可能とする。
- これにより、顔認証付きカードリーダーの待ち時間解消や、患者のUX向上が期待される。

⇒ これらについて、**令和6年夏の機能リリース**に向け、必要な改修対応を行う。

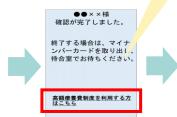
見落としやすい

【参考:顔認証付きカードリーダーの画面遷移(現在)】





・手術情報 ・診療・お薬情報 ・特定健診情報 ・電子処方箋 など、同様の同意画 面が4回続く(今後、 電子カルテ情報共有 サービスの導入に伴 いさらに増加)



限度額情報を提供しますか。 提供する

マイナンバーカードを取 り出し、待合室でお待ち ください。

完了しました。

事 務 連 絡 令和6年10月7日

公益社団法人 日本医師会 公益社団法人 日本歯科医師会 御中 公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について(周知)

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

標記につきましては、今般、訪問診療等・訪問看護(医療保険)における本人確認の方法として、従来の暗証番号の入力に加え、マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であるかを医療関係者等が目視により確認する方法も選択して資格確認を実施できるアプリケーション(マイナ資格確認アプリ)が配信されました。

マイナ資格確認アプリの利用方法については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載中の「医療機関等向け_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」「操作マニュアル(管理者編)」「オンライン資格確認クイックガイド」の資料をご確認ください。

貴団体におかれましても、関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

【参考:医療機関等向け総合ポータルサイトURL】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm index

以上